

東京都仕様
ステンレス製ボール止水栓

平成17年2月

 東京都水道局

ステンレス製ボール止水栓

制定 平成17年 2月25日

施行 平成17年12月22日 17水給装第222号

1. 適用範囲

この仕様は東京都水道局（以下、「当局」という。）の給水区域内に使用するステンレス製ボール止水栓（以下、「止水栓」という。）について規定する。

2. 引用規格

次に掲げる規格は、この仕様に引用されることによって、この仕様の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

- JWWA B 108 : 2004 水道用止水栓
- JWWA G 115 : 2004 水道用ステンレス鋼管
- JWWA G 116 : 2004 水道用ステンレス鋼管継手
- JWWA G 119 : 2004 水道用波状ステンレス鋼管
- JIS B 0202 : 1999 管用平行ねじ
- JIS G 4303 : 1998 ステンレス鋼棒
- JIS G 5121 : 2003 ステンレス鋼鋳鋼品
- JIS K 6742 : 2004 水道用硬質塩化ビニル管
- JIS K 6743 : 2004 水道用硬質塩化ビニル管継手
- JIS S 3200 - 7 : 2004 水道用器具—浸出性能試験方法

3. 種類及び呼び径

止水栓の種類及び呼び径を表-1に示す。

表-1 種類及び呼び径

種類	接合管種		呼び径
	一次側	二次側	
B-SSP	ステンレス鋼管	ステンレス鋼管	20, 25, 30, 40, 50
B-VP	ステンレス鋼管	硬質塩化ビニル管	
B-HIVP	ステンレス鋼管	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	

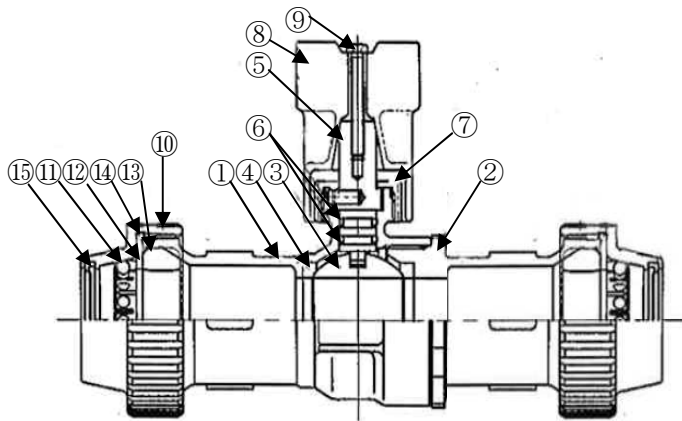
※ ステンレス鋼管は、JWWA G 115「水道用ステンレス鋼管」、又は JWWA G 119「水道用波状ステンレス鋼管」とする。

※ 硬質塩化ビニル管及び耐衝撃性硬質塩化ビニル管は、JIS K 6742「水道用硬質塩化ビニル管」とする。

4. 概略

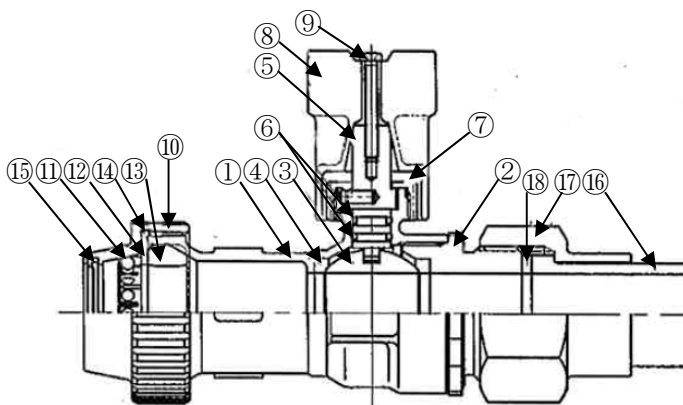
止水栓の概略は、図-1による。(この図は、部品名称を例示するためのものであって、止水栓の構造を規制するものではない。)

● B-SSP



番号	部品名称	番号	部品名称
①	胴	⑨	止めねじ
②	ボール押さえ	⑩	締付けナット
③	ボール	⑪	ロック部材
④	ボールシート	⑫	パッキン押え
⑤	栓棒	⑬	パッキン
⑥	Oリング	⑭	防塵シール
⑦	キャップ	⑮	防塵シール
⑧	ハンドル		

● B-VP・B-HIVP



番号	部品名称	番号	部品名称
①	胴	⑩	締付けナット
②	ボール押さえ	⑪	ロック部材
③	ボール	⑫	パッキン押え
④	ボールシート	⑬	パッキン
⑤	栓棒	⑭	防塵シール
⑥	Oリング	⑮	防塵シール
⑦	キャップ	⑯	ユニオンソケット
⑧	ハンドル	⑰	ガイドナット
⑨	止めねじ	⑱	ガスケット

図-1 止水栓の概略図

5. 構造及び形状

各部の構造及び形状は、通常の使用及び施工に支障のない形状で、十分な強度及び耐久性を有すること。

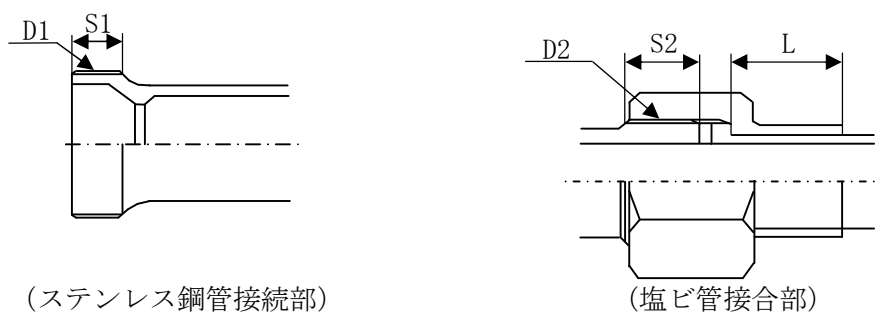
なお、各部の構造及び形状は、次のとおりとする。

- (1) 栓の構造は、ボール止水式とする。
- (2) 形状は、東京都仕様「仕切弁きょう」の設置に支障がないこと。
- (3) 止水栓の管接合部は、ステンレス鋼管、硬質塩化ビニル管及び耐衝撃性硬質塩化ビニル管との接合に支障がないこと。なお、接合部の形状は、表-2及び図-2のとおりとする。
- (4) 止水栓の開閉方向は、左回り開き、右回り閉じとし、開閉角度は90°であること。
- (5) 専用の開栓器によって、止水栓の開閉ができること。
- (6) 止水栓の内部寸法については、管接合時のステンレス鋼管への溝付け位置が管端面から49mmであることを考慮すること。

表－２ 接合部の形状

種類	呼び径	ステンレス鋼管接合部		塩ビ管接合部		
		ねじ形状 D1	長さ(mm) S1	ねじ形状 D2	長さ(mm) S2 (最小)	ガイド 長さ(mm) L(最小)
B－SSP	20	規定せず	10 許容差 +規定せず -1	—	—	—
	25			—	—	—
	30			—	—	—
	40			—	—	—
	50			—	—	—
B－VP B－HIVP	20	規定せず	10 許容差 +規定せず -1	G1	13	21
	25			G1 1/4	15	23
	30			G1 1/2	17	28
	40			G2	20	30
	50			G2 1/2	22	32

※ ねじ形状 D2 は、JIS B 0202 「管用平行ねじ」によること。



図－２ 接合部主要寸法図

6. 材料

材料は、通常の使用及び施工に十分耐えられるだけの強度及び耐久性を有し、かつ、水質に悪影響を及ぼさないものとする。なお、各部の材料を表－３に示す。

表－３ 部品の材料

部品番号	部品名称	材 料
①	胴	JIS G5121「ステンレス鋼鑄鋼品」で規定する SUS316 系、あるいは SCS14 系のもの
②	ボール押さえ	JIS G 4303「ステンレス鋼棒」、JIS G5121「ステンレス鋼鑄鋼品」で規定する SUS316 系、あるいは SCS14 系のもの
③	ボール	JIS G 4303「ステンレス鋼棒」、JIS G5121「ステンレス鋼鑄鋼品」で規定する SUS316 系、あるいは SCS14 系のもの
④	ボールシート	耐水・耐食・耐老化性に富み、水質に悪影響を及ぼさないもの
⑤	栓棒	JIS G 4303「ステンレス鋼棒」、JIS G5121「ステンレス鋼鑄鋼品」で規定する SUS304 系、SUS316 系、あるいは SCS13 系、SCS14 系のもの
⑥	O リング	耐水・耐食・耐老化性に富み、水質に悪影響を及ぼさないもの
⑦	キャップ	JIS G 4303「ステンレス鋼棒」、JIS G5121「ステンレス鋼鑄鋼品」で規定する SUS316 系、あるいは SCS14 系のもの
⑧	ハンドル	使用上十分な強度及び耐久性を有するもの
⑨	止めねじ	使用上十分な強度及び耐久性を有するもの
⑩	締付けナット	JIS G 4303「ステンレス鋼棒」、JIS G5121「ステンレス鋼鑄鋼品」で規定する SUS316 系、あるいは SCS14 系のもの
⑪	ロック部材	強度、耐老化性、耐久性、耐食性に富むもの

⑫	パッキン押え	
⑬	パッキン	JWWA G 116「水道用ステンレス鋼管継手」の附属書3に規定するゴム
⑭	防塵シール材	耐久性、耐老化性に富むもの
⑮		
⑯	ユニオンソケット	JIS K 6743「水道用硬質塩化ビニル管継手」に規定するもの
⑰	ガイドナット	JIS G 4303「ステンレス鋼棒」、JIS G5121「ステンレス鋼鋳鋼品」で規定する SUS316 系、あるいは SCS14 系のもの
⑱	ガasket	JWWA G 116「水道用ステンレス鋼管継手」の附属書3に規定するもの

7. 外 観

止水栓の外観は、内外面が滑らかで、割れ、著しいきず、鑄巣、鑄ばりなど使用上有害な欠点があつてはならない。

8. 性能及び試験方法

通常の使用及び施工において支障のない形状で、十分な強度及び耐久性を有し、水質に悪影響を及ぼさないものであること。

性能及び試験方法は、表－4によること。

表－4 性能及び試験方法

性能項目	性 能	適用試験方法						
止水性	シート漏れがあつてはならない。	JWWA B 108 8.2						
損失水頭	定格流量において、0.15m以下とする。	JWWA B 108 8.3						
作動特性	運動部分が円滑に作動しなければならない。	JWWA B 108 8.4						
耐久性	シート漏れがあつてはならない。	JWWA B 108 8.5						
耐圧性	漏れ、抜けその他の異常のないこと。 ステンレス鋼管との接合部は、抜き出し量が接合部1箇所当たり1mm以下。	JWWA G 116 10.5						
耐負圧性※	吸込みその他の異常のないこと。	JWWA G 116 10.6						
引抜 阻止性※	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>引抜阻止力 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>12.7～18.6</td> </tr> <tr> <td>25, 30, 40, 50</td> <td>13.7～19.6</td> </tr> </tbody> </table>	呼び径	引抜阻止力 (kN)	20	12.7～18.6	25, 30, 40, 50	13.7～19.6	JWWA G 116 10.7
呼び径	引抜阻止力 (kN)							
20	12.7～18.6							
25, 30, 40, 50	13.7～19.6							
伸縮性※	漏れ、その他の異常のないこと。	JWWA G 116 10.8						
可とう性※	2.2°以上。	JWWA G 116 10.9						
耐内圧 繰返し性※	漏れ、抜き出しその他の異常のないこと。 ステンレス鋼管との接合部は抜き出し量が接合部1箇所当たり1mm以下。	JWWA G 116 10.10						
耐振動性※	漏れ、抜けその他の異常のないこと。	JWWA G 116 10.11						
浸出性	厚生省令第14号「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合すること。	JIS S 3200 - 7						

注) 1 表中 JWWA G 116 の各試験方法における「継手」は、「供試品」に読み替えるものとする。

注) 2 表中※印の試験に使用する供試品については、伸縮可とう式ソケット（同じ呼び径のもの）を止水栓の代替として使用することができる。ただし、接合部における各部品の形状、寸法及び材質は、同一のものでなければならない。

9. 表 示

表－5の事項を見やすい箇所に鑄出し、あるいは容易に消えない方法で表示する。

表-5 表示

表示箇所	表示項目	表示方法
本体	都の認証マーク	鋳出し又は容易に消えない方法で表示する。
	呼び径	
	製造年（西暦の下2桁）※	
	製造業者名又は略号	
ゴム	主原料である材質の記号	使用上差し支えのない箇所に、容易に消えない方法で表示する。ただし、製品に表示できない場合は当局と協議を行うこと。
	製造年又は略号	
	製造業者又は略号	
	呼び径	

※印の項目については、最小包装ごとに表示することができる。

10. その他

その他疑義を生じた場合には、当局と協議を行うこと。